

平成 2 8 年第 3 回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

1 1 月定例会会議録

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）会議録

平成28年11月28日（月曜日） 午後2時開議

○出席議員

1番 今井 アツシ	2番 金沢 一博
3番 井戸 正利	4番 床田 正勝
7番 弘瀬 源悟	8番 川西 二郎
9番 嶋野 浩一朗	10番 竹内 太司朗
11番 田口 敬規	12番 前波 艶子
13番 松尾 武	14番 土井田 隆行
15番 西川 宏郎	16番 辻中 隆
17番 辻本 孔久	18番 森 博英
19番 山田 強	20番 小川 雄司

○欠席議員

5番 水ノ上 成彰	6番 宮本 恵子
-----------	----------

○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	田中 誠太
副広域連合長	松本 昌親
事務局長	薦田 昌弘
事務局次長兼 総務企画課長	大森 秀樹
資格管理課長	関口 富美夫
給付課長	太田 良一

○職務のため出席した者

書記	木村 秀世
書記	吉田 一哉

○議事日程

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第14号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
同意を求める件
- 日程第5 認定第1号 平成27年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後
期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 日程第6 報告第2号 大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例一部改正の専決処分の件
- 日程第7 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○松尾議長 平成28年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会の開催に先立ち、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。議会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、監査委員の選任並びに平成27年度一般会計・特別会計の決算認定及び条例一部改正の専決処分の報告につきましてご審議をお願いすることといたしております。議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

広域連合におきましては、被保険者の方々が安心して必要な医療を受けることができるよう、関係市町村のご理解とご協力をいただきながら円滑な事業運営に努めてまいり所存でございます。今後とも議員各位におかれましては格段のご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松尾議長 なお、水ノ上成彰議員、宮本恵子議員におかれましては、本日の定例会を欠席する旨の届け出がされておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。議員定数20名の半数以上の出席により、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

これより平成28年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を開催いたします。本日の会議を開きます。

日程第1、議席の指定を行います。

さきの広域連合議会議員の欠員に係る選挙にご当選されました辻本孔久議員の議席は17番を、山田強議員の議席は19番を指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番、嶋野浩一朗議員、10番、竹内太司朗議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日11月28日の一日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松尾議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日11月28日の一日と決定いたしました。

日程第4、議案第14号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山田強議員の退席を求めます。

〔19番 山田 強君 退場〕

○松尾議長 理事者の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第14号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

監査委員につきましては、広域連合規約第16条第2項の規定により、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営にすぐれた識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1名を選任することとされております。

このたび、広域連合議員の任期満了に伴い、監査委員に欠員が生じたことから、この規定に基づきまして、広域連合議員のうちから選任する者としまして、山田強氏を監査委員に選任いたしたくご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○松尾議長 議案第14号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松尾議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退席中の山田議員の入場を許可します。

〔19番 山田 強君 入場〕

日程第5、認定第1号「平成27年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

薦田事務局長。

〔事務局長 薦田昌弘君 登壇〕

○薦田事務局長 認定第1号「平成27年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」につきましてご説明いたします。

資料はお手元、平成27年度大阪府後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり一般会計・後期高齢者医療特別会計決算審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただきたく提案するものでございます。

まず、4ページ、5ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入でございますが、歳入合計といたしまして4ページ下段、予算現額1億8,161万3,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億8,962万4,265円となっております。

主な内容といたしまして、1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、予算現額1億4,665万8,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、予算現額218万4,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに245万6,468円でございます。

7款繰入金につきましては、予算現額0円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,275万4,226円でございます。これらは、制度の広報、周知に係る費用を後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れたことによるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

一般会計の歳出でございます。歳出合計といたしまして、6ページの下段、予算現額1億8,161万3,000円に対しまして、支出済額は1億6,775万5,929円で、不用額は1,385万7,071円でございます。

主な内容としまして、2款総務費、1項総務管理費につきましては、予算現額1億7,295万3,992円に対しまして、支出済額は1億6,628万3,681円でございます。不用額667万311円につきましては、後期高齢者医療制度のしおり等の入札による価格減や、派遣職員の人件費単

価が見込みより低く抑えられたことによるものです。

以上、一般会計歳出予算現額に占める支出済額は92.4%で、歳入歳出差引残額につきましては6ページの欄外、2,186万8,336円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、10ページから19ページに記載しております。

次に、22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、3、歳入歳出差引額は2,186万8,000円、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

続きまして、特別会計でございます。決算書26、27ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、合計につきましては26ページ下段、予算現額1兆683億1,415万8,000円に対しまして、調定額は1兆455億5,144万1,809円、収入済額は1兆443億1,423万5,991円で、予算現額と収入済額との差額はマイナス239億9,992万2,009円でございます。

主な内容といたしまして、1款市町村支出金、1項市町村負担金につきましては、予算現額1,838億9,676万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1,816億7,771万6,114円でございます。

2款国庫支出金の収入済額につきましては3,331億406万9,737円、3款府支出金の収入済額につきましては807億9,323万2,445円、4款支払基金交付金の収入済額につきましては4,148億655万6,000円となっております。

予算現額と収入済額との差額マイナス142億2,401万8,000円につきましては、療養給付費が当初の見込みより減となり、それに伴いまして支払基金交付金が減となったものでございます。

次に、歳出でございますが、28、29ページをごらんください。

歳出合計につきましては、28ページ下段、予算現額1兆683億1,415万8,000円に対しまして、支出済額は1兆220億6,852万2,593円、不用額は462億4,563万5,407円でございます。

主な内容といたしまして、1款総務費、1項総務管理費につきましては、予算現額21億3,050万9,000円に対しまして、支出済額は19億4,710万2,075円でございます。不用額1億8,340万6,925円につきましては、派遣職員の人件費単価や電算処理システムのカスタマイズ費用が見込みより低く抑えられたこと及び給付事務委託単価の減などによるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、予算現額9,770億9,126万1,000円に対し

まして、支出済額は9,381億4,724万5,448円でございます。不用額389億4,401万5,552円につきましては、療養給付費が当初の見込みより減となったためでございます。

2項高額療養諸費につきましては、予算現額462億7,093万8,000円に対しまして、支出済額は458億9,991万1,559円でございます。不用額3億7,102万6,441円につきましては、高額療養費が当初の見込みより減となったためでございます。

以上、特別会計歳出予算現額に占める支出済額は95.7%で、歳入歳出差引残額につきましては、28ページの欄外、222億4,571万3,398円でございます。

歳入歳出決算事項別明細書につきましては、32ページから47ページに記載しております。次に、50ページでございます。

実質収支に関する調書でございますが、3番、歳入歳出差引額は222億4,571万3,000円、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

次に、53ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。1、物品につきましては、広域連合の備品の中で取得価格1品10万円以上の物品及び年度途中で台数等の増減を記載しております。2番、基金につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金は、保険料の特例的な減額やそれに関する広報啓発に要する費用等の財源に充てることを目的として平成20年3月31日に設置したものです。国からの通知により、平成27年度末をもって当該基金を解散することとなり、前年度末現在高の全額を基金繰入金としまして、広報事業や低所得者の保険料軽減等の費用に充当したため、決算年度中増減額がマイナス6億532万8,000円、決算年度末現在高はゼロ円でございます。

後期高齢者医療給付費準備基金につきましては、保険料で充当すべき医療給付等に要する費用の財源に充てることを目的として、平成20年2月15日に設置したものです。決算年度中増減高は36億8,481万4,000円、決算年度末現在高は190億6,917万6,000円となっております。

なお、別冊で、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果をご説明する書類もあわせて提出いたしております。

また、決算書の内容につきましては、地方自治法第233条の規定に基づきまして、去る9月30日に、山田、伊藤両監査委員に審査をお願い申し上げ、その結果につきましては、平成27年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算審査意見書として提出いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○松尾議長 認定第1号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松尾議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、報告第2号「大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例一部改正の専決処分の件」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

薦田事務局長。

〔事務局長 薦田昌弘君 登壇〕

○薦田事務局長 報告第2号「大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例一部改正の専決処分の件」につきましてご説明いたします。

本改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、改正を行うものでございます。

本件は、法令改正の内容をそのまま条例に反映させるものでございまして、議員等非常勤職員の公務災害に関する規定であり、平成28年4月1日から適用されるべき内容であることから、速やかに対応するため、広域連合長の専決処分といたしました。

議案書2ページをお開きください。

本件につきましては、当広域連合における議会の議員、監査委員等の非常勤の職員が当広域連合の公務により災害に遭われた場合におきまして、本条例の規定による傷病補償年金及び休業補償を受給することとなり、また、同一の理由により厚生年金保険法による障害厚生年金等があわせて支給される場合の調整率が0.86から0.88に改められたことによる改正及び厚生年金一元化法による法改正に伴いまして、このたび文言等の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○松尾議長 報告第2号について、質疑及び討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松尾議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7、一般質問を行います。

小川雄司議員より発言の通告がありますので、これを許可します。

小川議員。

〔20番 小川雄司君 登壇〕

○小川議員 田尻町の小川雄司でございます。

保険料軽減特例措置の現行制度維持のために、さらに国に強力な要望活動をとということで、広域連合長並びに事務局長及び関係職員に質問をいたします。

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、本年6月8日、手元に持っておりますが7項目にわたる後期高齢者医療制度に関する要望書を厚生労働大臣宛てに提出されております。そのうち2項目めに関して質問を行います。

前段では、低所得者に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することを求めています。大阪府後期高齢者医療広域連合の平成28年度予算では、被保険者数105万8,000人のうち55%に当たる58万5,000人が特例の対象者となっており、この保険料軽減特例措置が廃止されれば、高齢者の生活に与える影響が非常に大きいものになると考えられます。

また、この要望項目の後段では、やむを得ず見直す場合には、その必要性について、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないようきめ細やかな激変緩和措置を講じ、その内容については早期に提示することと要望されております。

国は、急激な負担増となるものには激変緩和措置を講ずるとしてしています。しかし、実際には、軽減特例が廃止されれば、年金が月6万6,000円以上14万円未満の人、夫婦2人世帯の夫は、保険料の軽減がこれまでの8.5割から7割に下がり、保険料は2倍になります。月6万6,000円未満の人、これも夫婦2人世帯の夫は、9割から7割になり、保険料は3倍にふえます。また、後期高齢者になるまで会社の健康保険や共済組合の被扶養者だった場合、軽減が9割から5割になる人の保険料は5倍化。3年目から保険料が10倍以上にはね上がる人まで出てまいります。このことをどのように認識されておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

以上、誠意あるご答弁よろしくお願い申し上げます。

○松尾議長 小川議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

関口課長。

〔資格管理課長 関口富美夫君 登壇〕

○関口資格管理課長 ただいまの小川議員からの保険料軽減特例措置についてのご質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方々の医療を国民全体で支える仕組みでございまして、医療に係る費用の約5割を公費で、約4割を現役世代からの支援金で賄い、残りの約1割を高齢者からの保険料としてご負担いただいているものでございます。

保険料の低所得者対策として、世帯の所得に応じて均等割の7割、5割、2割を軽減する制度、また、被用者保険の被扶養者であった者については、2年間に限り、均等割を5割軽減し、所得割を賦課しない制度が設けられております。

この制度に加え、保険料軽減特例措置として、制度施行時の激変緩和の観点から、低所得者のさらなる軽減として、7割軽減に上乗せして均等割を9割または8.5割軽減する措置と、一定額以下の所得の方については、所得割を5割軽減する措置、また、被用者保険の被扶養者であった者のさらなる軽減として、均等割を9割軽減する措置と、2年間限りとする措置を当面の間継続するとの措置が実施されているところでございます。

この特例措置をめぐる動向ですが、この特例措置については、激変緩和の観点から制度施行時の追加的措置として平成20年度以降、年度ごとに国の予算により実施されているところであり、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について、段階的な見直しを進めることについて検討するとされ、議論が進められてきたところです。

平成27年1月の社会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨子の中で、後期高齢者の保険料軽減特例予算措置については、特例として実施してから7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大7割となっていることなど不公平をもたらしており、見直しが求められている。このため、後期高齢者の保険料軽減特例予算措置については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については今後検討し、結論を得るとされているところです。

このような状況を受け、先ほど小川議員がおっしゃられたように、本年6月8日、低所得者に対する保険料軽減特例措置について、現行制度を維持することなどを求め、後期高齢者医療制度に関する要望書を厚生労働大臣宛てに提出したところでございます。

その後、厚生労働省の動きとしまして、本年9月29日に開催された社会保障審議会医療保険部会において保険料軽減特例の見直しについて議論されているところでございます。

保険料軽減特例の見直しにつきましては、国において決められるものではありませんが、現在に至っても国から軽減特例措置の見直しに係る具体的内容が示されないことから、さらに今月17日にも広域連合協議会から厚生労働大臣宛てに後期高齢者医療制度に関する要望書を提出してきたところでございます。

以上でございます。

○松尾議長 小川議員。

[20番 小川雄司君 登壇]

○小川議員 ただいまの答弁では、今月11月17日にも厚生労働大臣宛てに後期高齢者医療制度に関する要望書を提出されたということであります。9月29日に審議会部会を開いてもいまだにその結論が出されていないというような状況の中で、17日にも要望された。それはどのようなもので、また厚生労働省はどのような受けとめをしているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○松尾議長 理事者の答弁を求めます。

薦田事務局長。

[事務局長 薦田昌弘君 登壇]

○薦田事務局長 本年11月17日に行った要望活動の関係ということで、私も参加してまいりましたので、これにつきまして私のほうからお答えいたします。

11月17日でございますが、全国後期高齢者医療広域連合協議会、これは全国組織でございますが、こちらの横尾会長が古屋厚生労働副大臣と面談の上、厚生労働大臣宛ての後期高齢者医療制度に関する要望書を手渡しいたしました。冒頭、安定した医療制度として継続するため、国による要望への積極的な対応、実現をお願いいたしましたところでございます。

保険料軽減特例措置に係る具体的な要望内容でございますが、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は平成27年1月に決定した医療保険制度改革骨子で示された低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前

提に、その時期、内容について再度検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないようきめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずることとの内容で要望してまいりました。

要望を受けとられました古屋副大臣のほうからは、保険料の特例軽減の見直しにつきましては政府の方針であること、一方で高齢者の生活には配慮する必要がある、慎重な議論が必要であるとの趣旨の発言を受けたところでございます。

以上でございます。

○松尾議長 小川議員。

[20番 小川雄司君 登壇]

○小川議員 全国広域連合の横尾会長の27年度のお話をインターネットで見ますと、全国的にはこの特例措置を受けておられる方は約6割いらっしゃるということでありまして、大阪においても55%、58万5,000人が特例の対象者になっておると。その特例措置が廃止されるということは非常に大きな生活への影響が考えられると考えております。

そこで、全国広域連合協議会副会長でもあります広域連合長のご所見を伺いたいと思いません。よろしく願いいたします。

○松尾議長 野田広域連合長。

[広域連合長 野田義和君 登壇]

○野田広域連合長 高齢者一人一人が穏やかに日々を過ごし、その人らしく人生を実りあるものにできるよう、安心して医療を享受できる社会の実現と維持を目指して、8年前に後期高齢者医療制度は始まったところであります。

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の見直しについては、政府において現在検討が進められているところでございます。大阪府後期高齢者医療広域連合といたしましては、政府の動向を注視しながら、今回の保険料軽減特例の見直しが低所得者の生活に大きな影響を与えることがないように、引き続き国に対して強く求めていきたいと考えているところでございます。

○松尾議長 小川議員の質問は終わりました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

[広域連合長 野田義和君 登壇]

○野田広域連合長 議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきましては、上程議案につきまして原案どおりご決定をいただき、厚くお礼申し上げる次第でございます。今後とも制度の安定的な運営に向け、事務の適正な執行に取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○松尾議長 これをもちまして、平成28年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

午後2時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 松 尾 武

署 名 議 員 嶋 野 浩 一 朗

署 名 議 員 竹 内 太 司 朗